

浄化槽汚泥処理手数料の特異性について

県内市の経費と排出者負担の関係を分類してみると、本市の浄化槽汚泥処理手数料は、特異であることが分かります。

下表のパターン①と②は、し尿と浄化槽汚泥の収集運搬を許可業者が実施しており、処理に対する費用負担の有無の違いがあるものの、し尿と浄化槽汚泥が同等な扱いとなっています。

パターン③と④は、し尿が直営と委託の違いはありますが、し尿の収集運搬経費の一部を市が負担しており、し尿と浄化槽汚泥の扱いに違いがあります。

パターン⑤は、瑞浪市と多治見市ですが、浄化槽汚泥の処理経費の一部を手数料として許可業者から徴収しており、パターン③と④以上にし尿と浄化槽汚泥の扱いの違いが助長されています。浄化槽汚泥処理手数料は、許可業者から徴収しているものの、間接的に排出者が負担しているものです。

■ 県内市の経費と排出者負担の関係

パターン		収集運搬	処 理	自治体
①	し尿	許可業者		6市 高山市・羽島市・各務原市 飛騨市・下呂市・海津市
	浄化槽汚泥	許可業者		
②	し尿	許可業者		8市 大垣市・関市・美濃加茂市 可児市・山県市・郡上市 瑞穂市・本巣市
	浄化槽汚泥	許可業者		
③	し尿	直営		1市 土岐市
	浄化槽汚泥	許可業者		
④	し尿	委託		4市 岐阜市(8割委託・2割直営) 中津川市・美濃市 恵那市(恵南地区除く)
	浄化槽汚泥	許可業者		
⑤	し尿	委託		2市 瑞浪市・多治見市 ※恵那市恵南地区
	浄化槽汚泥	許可業者		

凡例： 排出者 自治体 許可業者(間接排出者)

■ 県内市の収集運搬体制と手数料一覧

令和2年4月調べ

コード	自治体名	収集運搬体制		手数料（施設利用料）		処理体制	備考
		し尿	浄化槽	し尿	浄化槽		
201	岐阜市	委託 (一部直営)	許可	320円/人ほか	—	市	
202	大垣市	許可	許可	4.4円/18ℓ	4.4円/18ℓ	組合	大垣衛生施設組合
203	高山市	許可	許可	—	—	市	
204	多治見市	委託	許可	660円/人ほか	80円/180ℓ	市	
205	関市	許可	許可	2円/18ℓ	2円/18ℓ	市	
206	中津川市	委託	許可	214円/18ℓ	—	市	
207	美濃市	委託	許可	基本料770円+2人 目から385円/人	—	市	
208	瑞浪市	委託	許可	220円/18ℓ	5円/18ℓ	市	
209	羽島市	許可	許可	—	—	市	
210	恵那市	委託	許可	224円/18ℓ	—	市	恵南のみ浄化槽汚泥施設利用料徴収 64円/100ℓ
211	美濃加茂市	許可	許可	5.5円/18kg	5.5円/18kg	組合	加茂衛生施設利用組合
212	土岐市	直営	許可	200円/18ℓ	—	市	
213	各務原市	許可	許可	—	—	市	
214	可児市	許可	許可	5.5円/18kg	5.5円/18kg	組合	加茂衛生施設利用組合
215	山県市	許可	許可	1,000円/1.8kℓ	1,000円/1.8kℓ	組合	岐北衛生施設利用組合
216	瑞穂市	許可	許可	6.82円/18ℓ	6.82円/18ℓ	組合	もとす広域衛生施設
217	飛騨市	許可	許可	—	—	市	
218	本巣市	許可	許可	6.82円/18ℓ	6.82円/18ℓ	組合	もとす広域衛生施設
219	郡上市	許可	許可	25円/18ℓ	25円/18ℓ	市	
220	下呂市	許可	許可	—	—	市	
221	海津市	許可	許可	—	—	組合	南濃衛生施設利用事務組合